

第1章 三田市住宅基本計画策定の目的と位置付け

1. 計画策定の背景と目的

近年、本格的な人口減少社会の到来や急激な少子・高齢化、人々のライフスタイル¹の多様化、防災や環境問題への関心の高まりなど、住宅を取り巻く環境は大きく変化しています。また、これらの社会環境の変化の中で、新たなコミュニティづくりや市民・民間事業者・行政等との協働によるまちづくりが求められるようになっていきます。

国においては平成18年6月に「住生活基本法」が制定され、これまで5年ごとに国全体の公営・公庫・公団住宅の建設戸数目標を位置付けてきた「住宅建設五箇年計画」が第八期計画の終了をもってその役割を終え、「量から質へ」、新たな住宅政策への転換がなされました。さらに、同年度には、「住生活基本法」にもとづく「住生活基本計画（全国計画）」が策定され、兵庫県でも「兵庫県住生活基本計画」が策定されました。

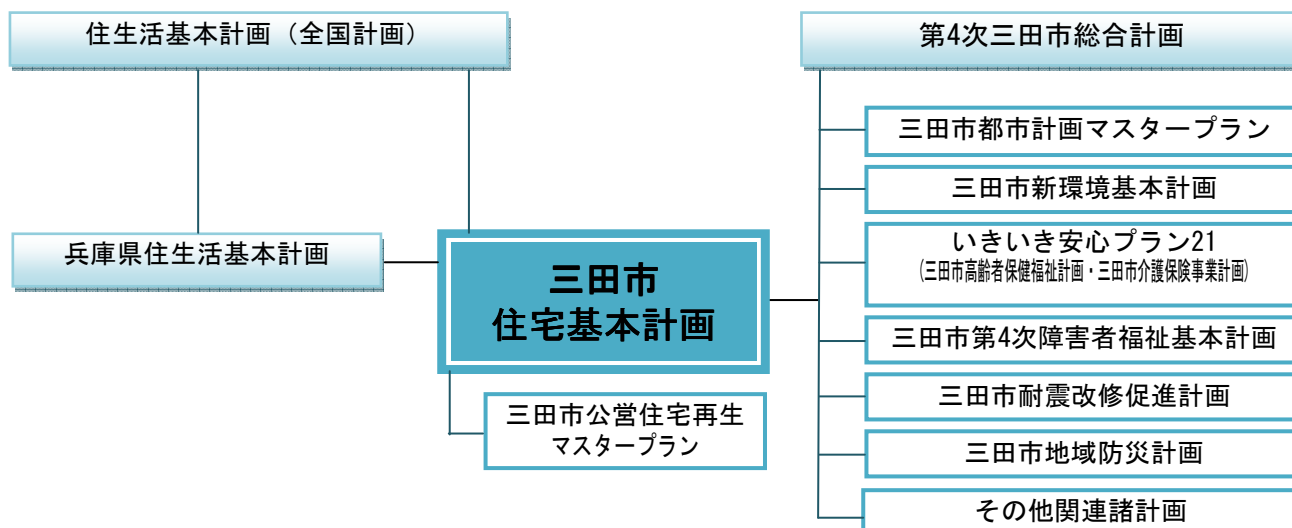
このような住宅・住環境を取り巻く状況の変化、国・兵庫県における住宅施策の動向等を踏まえ、第4次三田市総合計画及び関連計画との整合を図りつつ、本市の自然や歴史と共生し、快適で安全・安心な暮らしを実現できる居住環境づくりに向けた基本目標や住宅政策の体系の構築をはかることを目的として、「三田市住宅基本計画（以下「本住宅基本計画」という）」を策定します。

¹ ライフスタイル

仕事への取り組みや住まい方など、所属する集団の価値観に基づき、主体的に選択される生活様式、生きざまをいう。

2. 計画の位置付け

本住宅基本計画は、国の住生活基本計画（全国計画）、兵庫県住生活基本計画及び第4次三田市総合計画を上位計画として策定します。なお、第4次三田市総合計画に基づく関連諸計画と相互に連携を図りながら、本市に関わる住宅・住環境に関する総合的な計画として位置付けます。



3. 計画の期間

本住宅基本計画は、平成25年度を初年度とした10年間とします。なお、第4次三田市総合計画の見直し・検討に応じて計画の修正、見直しを行うこととします。